

指定相談支援事業
相談支援事業所 リベルテ
運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共済福祉会「定款」第1条の規程に基づく相談支援事業所リベルテ（以下「リベルテ」という。）に対する運営および利用について必要な事項を定め、リベルテの適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 リベルテは、利用者がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

(運営方針)

第3条 リベルテにおいて提供する指定相談支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、児童福祉法並びに厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・教育等関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるようにつとめるものとする。

4 提供した支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

相談支援事業所 リベルテ

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県田方郡函南町平井717-2

(組織形態・職制)

第6条 リベルテの組織形態・職制については、社会福祉法人共済福祉会「職制」の定めるところによる。

(1) 管理者 兼 主任相談支援専門員 1名

管理者は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 3名以上

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成および継続的なモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 リベルテの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日・・・月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間・・・午前8時30分から午後5時20分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定相談支援事業の内容)

第8条 リベルテで行う指定相談支援事業の内容は、次の通りとする。

(1) 指定特定相談支援事業

○計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等と連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

○基本相談支援：障害者・児等に対し、基本的な相談支援を行う。

(2) 指定障害児相談支援事業

○障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続障害児支援利用援助：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

(3) 指定一般相談支援事業

○地域相談支援

- ・地域移行支援：障害者施設や精神科病院等に入所・入院している方に対

して、地域生活移行に向けた相談に応じ、地域移行支援計画を作成するとともに、その計画に基づいて同行支援や体験利用等を行う。

- ・地域定着支援：単身等で生活する方に対し、地域生活支援台帳を作成するとともに常時の連絡体制を確保し、相談支援及び緊急時の対応を行う。

○基本相談支援：障害者・児等に対し、基本的な相談支援を行う。

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第9条 指定相談支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 生活全般に係る相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画の作成
- (4) モニタリング
- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(1) から (4) に付帯するその他必要な相談支援、助言等

- 2 第1項の(1)から(5)については、訪問や電話、必要に応じて同行やメール等で実施するものとする。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第10条 リベルテは、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 第1項の費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、函南町、三島市、清水町、長泉町全域とする。

(秘密保持)

第12条 リベルテの従事者は当会が定める「社会福祉法人共済福祉会個人情報保護規定」(平成17年9月1日)を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 リベルテは、従事者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること

(苦情処理)

第14条 リベルテは、提供した指定相談支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため「社会福祉法人共済福祉会福祉サービス苦情解決実施要領」(平成13年10月1日)にもとづき受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(賠償責任)

第15条 利用者に対する指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 リベルテは指定相談支援に使用する設備及び備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第17条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族あるいは関係機関に連絡し適切な措置を講じる。

(防火および防災対策)

第18条 リベルテの防火、防災その他非常災害対策等については、「社会福祉法人共済福祉会伊豆総合福祉センター消防計画および社会福祉法人共済福祉会地震防災応急計画」の定めるところによる。

- 2 前項については、事業所において定めた防災規定に基づいて行うこととする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第19条 リベルテは「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担うものとする。

(1) 相談

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。(障害者基幹相談支援センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等)

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(その他運営についての留意事項)

第20条 リベルテは、従業者等の資質の向上のため採用の研修のほか随時階層別の研修を実施する。

2 リベルテは、利用者等に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存する。

第21条 利用者が福祉サービスの提供を受けるに当たり、利用者及び家族等が留意すべき事項として次のとおり定める。

・ハラスメント、その他著しい迷惑行為を行わないこと。

(委任)

第22条 この規程に定めるほか、運営管理に関する事項は、障害者福祉部長がこれを定める。

付則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。